

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2014年2月19日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：ミャンマー 担当：人間開発部  
案件名：初等教育カリキュラム改訂プロジェクト

1 契約予定期間：2014年4月下旬～2019年9月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における基礎教育に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年3月5日から2014年3月7日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年3月5日から2014年3月10日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年3月28日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 4月上旬
- (5) 契約交渉 : 4月上旬～4月中旬

5 業務の目的

ミャンマーでは2011年に発足した新政権の重点課題の一つが基礎教育の拡充であり、国際水準の教育を標榜し、国家教育法の制定や教育基本法の改訂、学制改革や基礎教育行政の地方分権化等、大規模な教育改革に着手している。これに伴い2012/2013年度の教育予算額は前年度に比べて倍増しており（2011/12 3.17億ドル 2012/13 6.54億ドル）、改革の着実な推進が期待される。

初等教育（1～5年生）は、総就学率が117%（世界銀行、2010）に到達した一方、中退率は学年が進むにつれ上昇し、最終学年では23%（ミャンマー教育省、2011）に達する。これは、家庭の貧困や親の季節労働等による影響と並んで、教育内容の質の低さや教員の能力不足が学習に対する子どもの興味・関心を阻害していることも原因と考えられている。

我が国は、ミャンマーがASEANに加盟した1997年から、同国教育省が進める児童中心型教育（CCA：Child-Centered Approach）の導入を支援すべく、先方からの要請に基づきカリキュラムへの提言や教員研修等、基礎教育の質的向上に資する協力を継続してきた。この結果、2000年の初等教育カリキュラム改訂で理科・社会・総合学習の3科目が我が国の提言を受け導入された。さらに、上記3科目を対象とした技術協力プロジェクト「児童中心型教育強化プロジェクト・フェーズ2」（2008年～2012年）の終了後には、教育省の独自予算により協力成果品（教師用指導書）が全国配布され、CCA研修の全国展開も開始された。

しかし、上記の通り児童中心型授業の普及を継続的に支援してきたものの、半数以上の教科で10年以上改訂されていない教科書に基づき授業が実施され、アセスメントも依然として暗記中心の状況であり、児童中心型教育の定着の障害となっている。

一方、2011年以降、民政移管後の新政権下で国内の諸改革が急速に進み、それに呼応して教育セクターの改革も進められようとしている。教育省はカリキュラムや教科書、教員養成・研修、アセスメント等に係る制度改革を実施予定で、包括的教育セクターレビュー（Comprehensive Education Sector Review: CESR, 2012-2014）を実施中である。我が国は他ドナーと共同で上記CESRを支援しており、特に初等教育カリキュラムの枠組み形成と教師教育に関し、これまでの協力経験を活用しつつ主導的役割を果たしている。

以上の背景から、今後の社会ニーズに合致した学力を子どもが身につけられるよう、CESRへの技術支援をベースに、カリキュラム・教科書・アセスメントを一体的に整備するとともに、学校教育現場において円滑に新カリキュラムを導入・実施するための教員（新規ならびに現職）の能力向上が必要となっている。

本事業は、ミャンマー国において初等教育の新カリキュラムに則った教科書・教師用指導書・試験等の作成、および教員養成課程の新カリキュラム作成・教員に対する普及研修等を実施することにより、新カリキュラムの導入を図り、もって国際水準の学力達成に資する新カリキュラムの全面实施に寄与するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

全国

(2) カウンターパート機関

教育省教育計画・訓練局

### (3) 業務内容

以下の業務内容について、C/Pと協議しつつ、C/Pが実施するこれらの具体的な活動に対する支援および技術的な指導・助言を行う。また、本プロジェクトの取り組みを開発パートナー等と共有し、適宜効果的な連携を図る。

#### 【成果1】新カリキュラムフレームワーク が開発される

- (ア) CESR等を通じて、新カリキュラムの方針策定に対する技術的支援を行う
- (イ) 教科の範囲を決定する
- (ウ) 学習分野の目的・目標を決定する
- (エ) 各学年の学習分野の内容を選定する
- (オ) 学習分野の指導方針を決定する
- (カ) 学習到達度測定のための政策・ガイドラインを整備する

#### 【成果2】新しい教科書および教師用指導書が開発される

- (ア) CESR等を通じて、新教科書および新教師用指導書の作成方針に関する技術的支援を行う
- (イ) 新カリキュラムの枠組みに基づき、各学年の教科書の内容範囲を決定する
- (ウ) 新教科書および新教師用指導書の開発手順を決定する
- (エ) 新教科書の内容編集を行う
- (オ) 新教科書の構成を検討する
- (カ) 新教科書の最終校正を行う
- (キ) 新教師用指導書の内容編集を行う

#### 【成果3】新しい学力評価ツール（アセスメントツール）が開発される

- (ア) CESR等を通じて、新カリキュラムに則ったアセスメント（試験）に関する方針への技術的支援を行う。
- (イ) 新カリキュラムの考え方に則った試験問題集を作成する（一部は教師用指導書に含める）
- (ウ) 試験問題集の活用ガイドラインを作成する

#### 【成果4】教員研修に関する政策に整合した形で、新カリキュラムに基づいた教員養成課程が整備される

- (ア) CESR等を通じて、教員養成政策・方針に対する技術的支援を行う。
- (イ) 新カリキュラムの枠組みと現行の教員養成校のカリキュラムとの整合性を分析する
- (ウ) 活動エ（イ）の分析結果および現在実施中の教員養成改革に基づいて、新しい教員養成カリキュラムを立案する
- (エ) 教員養成課程の教科書を改訂する
- (オ) 教員養成校教官に対する研修計画を策定する
- (カ) 教員養成校教官に対する研修を実施する
- (キ) 教員養成校教官に対する研修のモニタリングおよび評価を行う

#### 【成果5】学校教員が新カリキュラムを理解するための活動が導入される

- (ア) CESR等を通じて、学校教員が新カリキュラムを理解するための活動に関する方針等に対する技術的支援を行う。
- (イ) 現職教員研修等を通じた新カリキュラムの伝達講習の詳細計画を策定する
- (ウ) 伝達講習のための教材を開発する
- (エ) 新カリキュラムの伝達講習実施を促進する

### 7 成果品等

- (1) ワークプラン（2014年5月）
- (2) プロジェクト業務進捗報告書  
（2014年12月、2015年9月、2016年6月、2018年4月）
- (3) 新カリキュラムに関する成果物（教科書、教師用指導書 等）  
（2015年9月、2017年3月、2018年9月、2019年9月）
- (4) 業務完了報告書  
（2015年9月、2017年3月、2018年9月）
- (5) プロジェクト事業完了報告書（2019年9月）

### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括／教育計画（評価対象予定者）
- (2) カリキュラム開発（評価対象予定者）
- (3) 教師教育（評価対象予定者）
- (4) 算数教育
- (5) 理科教育
- (6) 教科教育（算数、理科以外の科目）
- (7) 教科書開発
- (8) アセスメント

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定。
- (2) 2013年7月に詳細計画策定調査実施済み。
- (3) 2014年1月31日にミャンマー教育省と当機構との間で討議議事録(Record of Discussions)を締結済。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。